

田越川流域治水協議会、森戸川流域治水協議会、酒匂川流域治水協議会、山王川流域治水協議会、及び、早川流域治水協議会  
合同開催

日 時：令和8年3月18日（水）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和8年3月25日（水）までに事務局へ送付してください。

## 森戸川流域治水協議会 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「森戸川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、森戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 森戸川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、森戸川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年10月28日から施行する。

本規約は、令和4年3月24日に改正する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

本規約は、令和7年3月31日に改定する。

本規約は、令和8年3月 日に改定する。

別表1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長	
県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長		
教育局 総務室	総務グループ		

	管理担当課長	グループリーダー	
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業推進課長	
		建設部副部長 (みどり公園課長事務取扱)	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災部副部長 (防災対策課長事務取扱)	
農林業振興担当部長	農政課長		
大井町	防災安全課長	防災安全課長	
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	教育課長	教育課長	

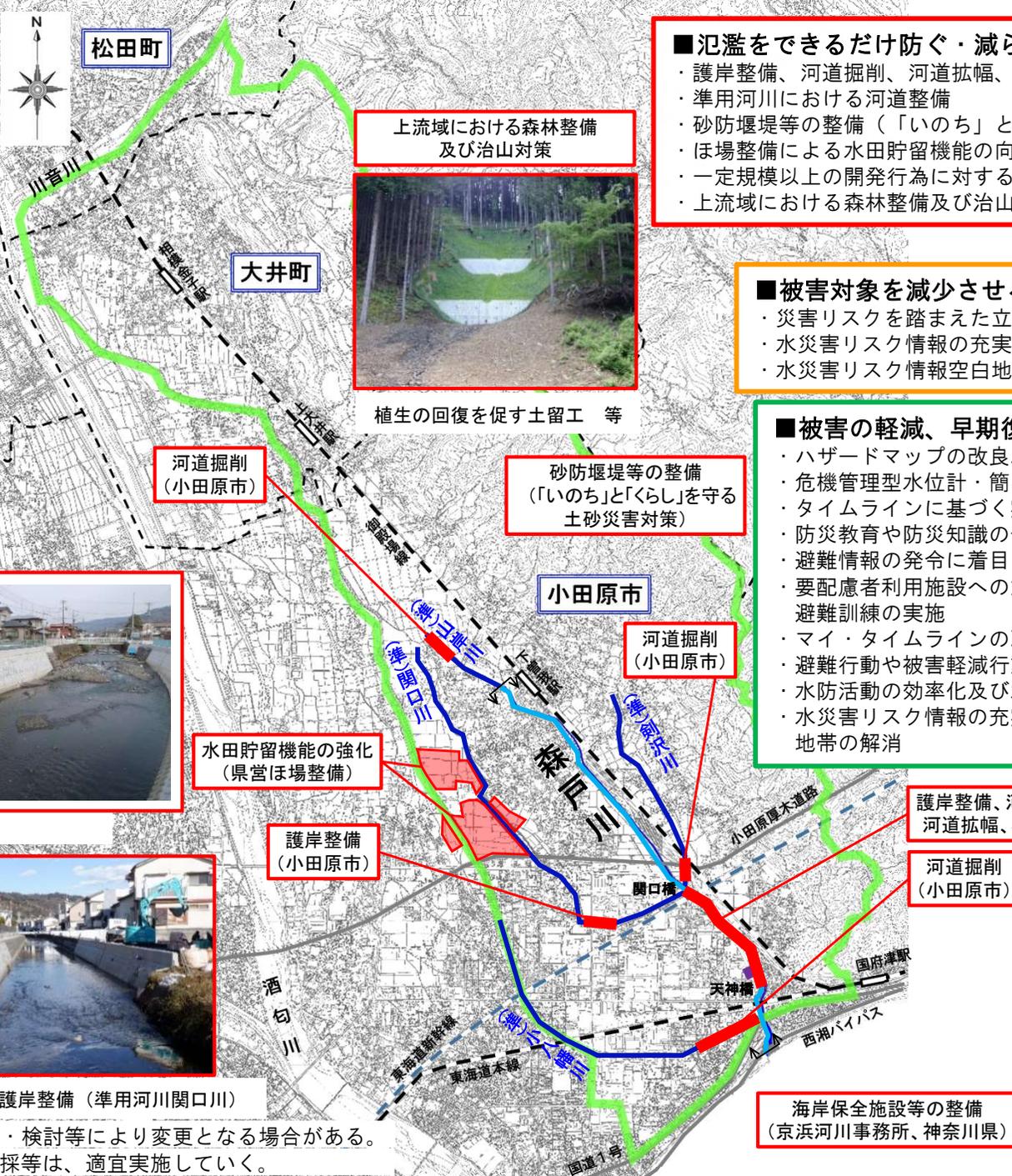
(オブザーバー)

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

更新なし

護岸整備、河道掘削等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、森戸川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、森戸川本川においては年超過確率1/10（時間雨量約65mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
- ・準用河川における河道整備
- ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ほ場整備による水田貯留機能の向上
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策

上流域における森林整備及び治山対策



植生の回復を促す土留工 等

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消



護岸整備等（天神橋～関口橋）

河道掘削  
(小田原市)

砂防堰堤等の整備  
(「いのち」と「くらし」を守る  
土砂災害対策)

河道掘削  
(小田原市)

水田貯留機能の強化  
(県営ほ場整備)

護岸整備  
(小田原市)

護岸整備、河道掘削、  
河道拡幅、橋梁架替

河道掘削  
(小田原市)

海岸保全施設等の整備  
(京浜河川事務所、神奈川県)

凡例

- 流域界
- 県管理区間
- 準用河川
- 下水道施設(雨水)



【小田原市】護岸整備（準用河川関口川）



※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。  
※ 河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。

- 森戸川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めるとともに、河川における対策として、護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替を進める。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県	護岸整備等（天神橋～関口橋）		
	護岸整備、河道掘削（準用河川）	小田原市	護岸整備（準用河川 関口川）		
			河道掘削（準用河川 小八幡川等）		
	砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	水田の貯留機能の向上	神奈川県	県営ほ場整備事業		
	上流域における森林整備及び治山対策	神奈川県	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消（内水浸水想定区域等）	県 小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制（立地適正化計画の推進）	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、大井町、松田町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



(案)

# 流域治水プロジェクトの取組事例集 (森戸川水系)

(森戸川流域治水協議会)

- 森戸川水系においては、「森戸川水系河川整備計画（平成27年5月）」に基づき、時間雨量約65mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替）を行う。

### 実施状況

#### ■ 河道整備の一例

平面図



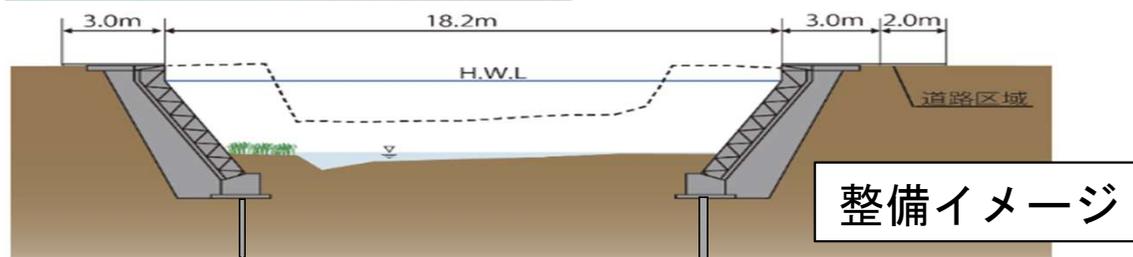
整備箇所



護岸整備前



護岸整備後



整備イメージ

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	→		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県、小田原市

- 準用河川関口川においては、台風や局地的豪雨による浸水被害のリスク解消を目的に、二級河川森戸川合流部から関口川橋までの900m区間について、時間雨量30mmの降雨を安全に流下させるため、護岸整備を行う。

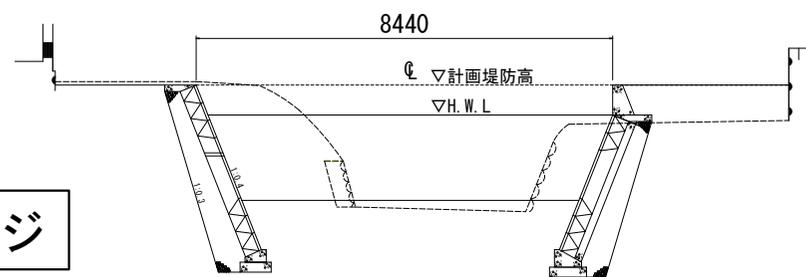
### 実施状況

#### ■ 河道整備の一例

平面図



整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
準用河川改修事業における河道整備	小田原市	▶		

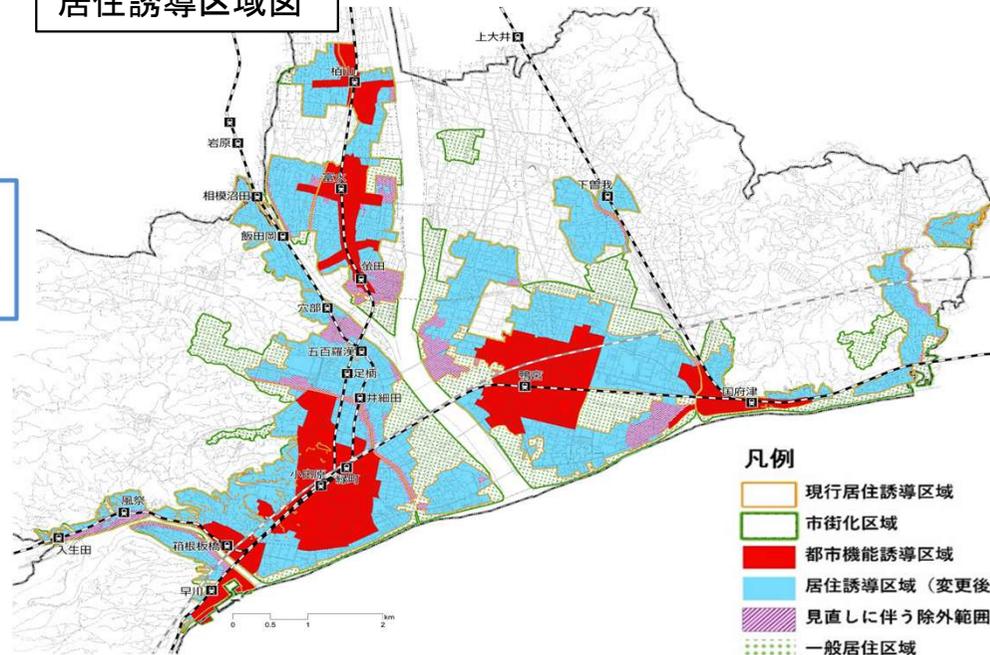
森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、神奈川県

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

## 取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

居住誘導区域図



### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー

基本的な考え方に基づく範囲の抽出  
 ・拠点：都市機能誘導区域と同範囲  
 ・周辺市街地：拠点及び鉄道駅の徒歩圏  
 ・基幹公共交通沿線：公共交通の幹線（バス）の路線沿線

土地利用・都市基盤の観点から区域を抽出  
 ※災害リスクの観点から踏まえて設定

用途地域、地形・地物等を境界として区域を設定

居住誘導区域

### 居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・ 洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 津波浸水想定区域（浸水深2m以上）
- ・ 高潮浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

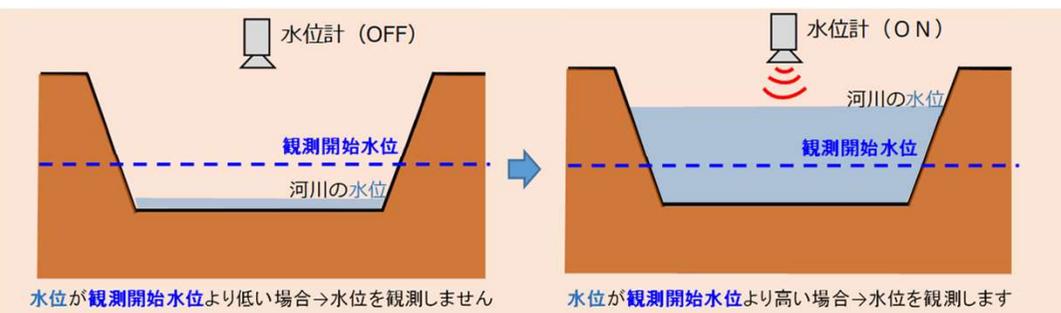
小田原市、松田町

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

## 取組内容

### ■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



### ■県ホームページから水位状況を確認することが可能



### ■危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 令和4年度に町が開催した防災講演会において、総務省消防庁職員からマイタイムラインの説明を実施し、町民、自主防災組織等への啓発を行った。
- また、令和4年3月に更新したハザードマップを住民向けに説明する勉強会を実施した。その際にマイタイムラインについて紹介を行った。

## 取組内容



防災講演会の開催



勉強会の開催

### マイ・タイムラインとは



- マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）で、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。
- その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういつタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えます。



防災講演会資料（マイタイムライン説明）

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	大井町	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
大井町、小田原市、松田町